

# 社会福祉法人橋会役員・評議員 旅費・費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、業務のため旅行する社会福祉法人橋会（以下「法人」という）の理事、監事、評議員選考・解任委員（以下「役員等」）及び評議員に対して支給する旅費、費用弁償に関し、必要事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 評議員及び役員等が法人の業務のための旅行（以下「出張」という。）した場合には、旅費を支給する。

(出張命令)

第3条 出張は任命権者の発する出張命令により行うものとする。

2 出張任命権者は、既に発した出張命令を変更又は取り消す必要があると認める場合には、自ら又は出張者の申請に基づきこれを変更することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、日当、宿泊費とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現れによった経路及び方法によって計算する。

2 日当、交通費、宿泊費の計算に当たって市内出張、近接地出張（往復100km未満）、遠隔地出張（100km以上）とに区別して別表1のように定める。

別表1

	市内出張	近接地出張	遠隔地出張
日 当	0円	4時間以上 700円 4時間未満 500円	2,000円
交通費	実 費	実 費	実 費
宿泊費	実 費	実 費	実 費
会議交通費	一律 500円		

- (1) 交通費は必要に応じて急行、新幹線の料金を支給することがある。又、宿泊費は15,000円以内とする。
- (2) 自家用車を使用した場合は、1kmあたり20円を支給する。
- (3) 理事会、評議員会、評議員選考・解任委員等の諸会議参加者には会議交通費として、一律500円を支給する。
- (4) 出張中の労働時間は、所定労働時間の労働とする。
- (5) 特定個人又は他の団体等から別の旅費を支給される場合は、本規程で算出した旅費との差額のみを支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。